

建設業者監督処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社鈴奈	代表者氏名	鈴木 智教
主たる営業所の所在地	富士宮市北山5465-1		
許可番号	静岡県知事許可（般-23） 第31509号	許可を受けている 建設業の種類	大工工事業 とび・土工工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	平成28年6月30日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項		
処分の内容 建設業法第29条第1項の規定に基づく許可取消し (大工工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可)			
処分の原因となった事実		欠格要件該当	
有限会社鈴奈の役員は、静岡地方裁判所富士支部において、刑法第204条（傷害）の罪により、懲役1年6月（執行猶予3年）とする判決を受け、平成26年2月4日にその刑が確定している。 このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当する。			
その他参考となる事項			